

注 文 書

1 契約番号 2026000011

2 件 名 令和 8 年度
農林業系汚染廃棄物の焼却に係る前処理業務

3 場 所 大崎市古川清水沢字大谷地 38 - 45 外

4 期 間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

5 別添書類

(1) 仕様書

(2) 参考明細書

(3) 位置図

6 担 当 課 大崎市市民協働推進部環境保全課



令和8年度農林業系汚染廃棄物の焼却に係る前処理業務仕様書

1. 総則

- ①農林業系汚染廃棄物の焼却に係る前処理業務委託は、この仕様書に従って実施する。
- ②この仕様書は、農林業系汚染廃棄物の焼却に係る前処理業務の大要を示すものであり、本書に記載のない事項でも現場の状況に応じ、発注者が施設管理上必要と認めた作業については、双方協議のうえ行うものとする。

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3. 業務場所

- ・細断場所：前処理テント設置場所（大崎市古川清水沢字大谷地 38-45）
- ・焼却場：大崎広域中央クリーンセンター（大崎市古川桜ノ目字新高谷地 317）

4. 業務概要

前処理テント業務

- ①汚染牧草・稻わら場内運搬工
- ②汚染牧草・稻わらサンプリング工（細断前 採取・ケース詰め・セシウム測定含む）
- ③ラップフィルム剥離工
- ④汚染牧草・稻わら細断工
 - ・細断機での細断（細断長さ 20 センチ以下）
 - ・空間線量測定
- ⑤細断牧草・稻わら袋詰込工
 - ・細断牧草・稻わら袋詰込み用袋の規格は90Lとする。
 - ・色は、赤、青、黄、緑の4色とし、セシウム濃度区分により袋の色を分けて管理する。

セシウム濃度区分 (Bq/kg)
400 超 1,000 以下（赤）
1,000 超 2,000 以下（青）
2,000 超 4,000 以下（黄）
4,000 超 8,000 以下（緑）

- ⑥細断牧草・稻わら・運搬工（空間線量測定含む）

細断場所～焼却場への運搬

- ・細断牧草・稻わらを焼却施設に合わせて 1 日当たり最大で 5.5 トンを目安に運搬すること。

- ・運搬は、焼却施設の稼働に合わせて最大限の処理となるよう運搬すること。
- ・運搬先

大崎広域中央クリーンセンター（参考：1日最大受入量：5.5トン）

- ⑦防護服・防護マスク
- ⑧特殊健康診断費
- ⑨仮設トイレ 2棟(男性大小兼用1棟 女性大小兼用1棟)
- ⑩プレハブ 2棟(セシウム濃度測定室)

・前処理テント業務において、空間線量計及び測定器以外の重機及び機器等について、受注者にて用意をするものとする。

5. 業務の管理

政令で規定された一般廃棄物処理基準に従って行うこと。
本仕様書に記載のない事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）等関係法令に従うこと。
業務にあたり発生した廃棄物は、受注者において適正処分すること。

6. 作業者の安全対策

受注者は、前処理作業に係る作業者に安全対策を講じるものとする。

- 1) 作業者は、マスク、ゴム手袋及び軍手、ゴム長靴、防護服を着用する。
- 2) 作業後に手、顔の露出部分をよく洗浄し、うがいを励行すること。
- 3) 業務開始前から完了後まで、特殊健康診断を年2回実施すること。
 - ① 被ばく歴の有無(医師の問診)
 - ② 白血球数及び白血球百分率の検査(血液検査)
 - ③ 赤血球数の検査及び血色素量またはヘマトクリット値の検査(血液検査)
 - ④ 白内障に関する眼の検査(医師の診察)
 - ⑤ 皮膚の検査(医師の診察)
- 4) 放射線業務従事者等の教育訓練に関する講習会を受講すること。

7. 被災者等の雇用

本業務施工に当たり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

8. その他留意事項

- ① 受注者は、当該施設・業務の内容を熟知した者で、実務経験者を充てること。
- ② 本作業に先立ち、作業届、工程表、作業員名簿を提出し、担当職員に承認を受けてから履行すること。

- ③受注者は当該業務を行うに当たって、設備、またはその他の備品などに損害を与えるよう注意し、万一損害を与えた場合は速やかに修復すること。なお、それによる費用は、受注者の負担とする。
- ④業務中に疑問点・不明な点が生じた場合は、担当職員と十分協議のうえで決定するものとする。
- ⑤作業完了後は、速やかに業務報告書を提出するものとし、担当職員の検査を受けるものとする。
- ⑥作業者の健康管理には十分留意すること。
- ⑦その他本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修、建築保全業共通仕様書によるものとする。
- ⑧暴力団等の排除について
 - (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
 - (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9. 委託料の支払

出来高払いとする。

10. 入札時の注意事項

入札金額は総額(消費税抜き)とする。

参考明細書

名 称 (規 格)	数 量	単位	単価(円)	金 額(円)	摘 要
前処理テント業務					
汚染牧草・稻わら場内運搬工	1,086.00	個			φ 1.0m 自走ローダ
ラップフィルム剥離工	1,086.00	個			処分費含む
牧草・稻わら細断工	1,086.00	個			
細断牧草・稻わら袋詰込工	51,007.00	袋			規格90L 5kg/袋
古川大谷地(細断場所～焼却場)					(空間線量測定含む)
運搬工 中央クリーンセンター	220.03	t			L=6.9km 4t車
敷き鉄板(6.096×1.524×22)	68.00	枚			
防護服	1,260.00	枚			6人×210日
防護マスク	1,260.00	個			6人×210日
特殊健康診断	12.00	人			6人×年2回
仮設トイレ	2.00	棟			
プレハブ	2.00	棟			
直接業務費計					(A)
一般管理費	1.00	式			(A) × 15%以内
計					
処理袋	51,007.00	枚			規格90L
小計					
					(B)
消費税	10	%			(B) × 10%
合計					